



# 島根県報

平成24年11月2日（金）

号外 第 150 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【監査公表】

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	10
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	25

**監 査 委 員 公 表****島根県監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成23年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月2日

島根県監査委員 田 中 八洲男  
同 石 原 真 一  
同 法 正 良 一  
同 山 川 博 司

## 平成23年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

意 見	処理方針・措置状況
<p><b>I 共通意見</b></p> <p>1 広報について</p> <p>(1) 広報の充実について</p> <p style="text-align: right;">(共通)</p> <p>広報は、様々な情報伝達媒体を活用して、わかりやすく県民に周知することが重要である。</p> <p>今回、監査を実施した相談事業については、県・市町村の広報誌やパンフレット・リーフレット類、ホームページ等多様な媒体により行われていたが、一部の相談事業については、相談窓口の存在自体があまり知られていないものや事業内容の周知が不十分なものが見受けられた。</p> <p>相談窓口や内容について、更なる周知に努めるとともに、支援が必要な人に対して情報が効果的に伝えられるよう、広報の仕方について工夫する必要がある。</p>	<p>1 広報について</p> <p>(1) 広報の充実について</p> <p style="text-align: right;">(知事)</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>各相談事業については、各種広報誌やリーフレット類、新聞、ホームページ等の必要な媒体を用いて周知に努めるとともに、出前講座の実施、メールマガジンの活用等、相談内容に応じて、広報の仕方の工夫に努めている。</p> <p>今後も更なる周知に努めるとともに、支援が必要な人に情報が効果的に伝えられるよう、ケーブルテレビの活用や、公民館へリーフレットを置く等、相談事業ごとに支援が必要な人に情報が伝わるよう工夫に努める。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会委員長)</p> <p><b>【いじめ110番：島根県教育センター】</b></p> <p>これまでも「こどもと家庭電話相談室」（県青少年家庭課作成）や教育センターホームページで周知してきたが、それに加えて、独自の携帯式カードを作成し、今年度、県内小、中、高校、特別支援学校的全児童・生徒に配布し、周知を行う。</p> <p><b>【“こころ・発達”教育相談：島根県教育センター】</b></p> <p>これまでもリーフレットや教育センターホームページで周知してきたが、改正版のリーフレットを作成し、公立学校校長会で説明配布し、併せて養護教諭研修でも説明を加える。</p> <p>また、就学前の子どもへの相談を充実させるため、県内の全ての幼稚園や保育所にも配布する。私立学校についても、配布し、周知を行う。</p> <p style="text-align: right;">(公安委員会委員長)</p> <p>県警察では、毎年1月10日の「110番の日」や9月11日の「警察相談の日」を中心に、チラシ、リーフレット、テレビ、電光掲示板、各戸配布の交番・駐在所の広報紙等により、警察相談専用電話の#9110を始めとした警察相談窓口に関する広報活動を推進している。</p> <p>従来は、警察相談に関する広報活動を旬間（10日</p>

間)として取り組んでいたが、本年は、8月10日から9月11日の1か月間を強化期間に設定し、警察相談窓口を周知するための広報活動等を集中的に実施した。

また、県民のニーズ等を把握するため、県下全域において警察相談窓口に関するアンケートを実施し、当該アンケート結果を踏まえ、引き続き効果的な広報活動を推進する。

(2) ホームページによる広報について

(広聴広報課) (共通)

ホームページは優れた情報伝達手段のひとつであるが、島根県のホームページにおいて、相談者が目的とする相談窓口のページにたどり着くことは容易ではない。トップページに様々な相談内容に対応した相談窓口の案内機能を設置するなど、相談者の立場に立って、使いやすく、わかりやすいホームページとする必要がある。

(2) ホームページによる広報について

(知事)

【広聴広報課】

現行ホームページは、

- ・相談窓口一覧や県民からの質問への回答をまとめたページがない
- ・閲覧者が専門用語や担当課の業務を理解していないと目的のページにアクセスできない
- ・閲覧者によって、捉え方が異なる様々な語句の内容の判断が難しい(例:「くらし」と「環境」)

など必要な情報が見つげにくいとの意見もあるため、本年から2年をかけて、高齢者や障がい者も含めた、誰もが情報を取得・発信できる柔軟性、使いやすさに富み、アクセスした誰もが同様に情報を共有できるホームページへの改修を進めることとしており、その中でトップページのデザインや相談窓口の検索機能なども含め見直しを行っている。

【共通】

島根県ホームページのトップページの検索機能については、広聴広報課で見直しを行っているが、各相談事業においても、各所属のトップページ等から容易にたどり着けるよう、体系やデザインの必要な見直しに努めている。

今後も引き続き、構成の見直しや掲載内容等の工夫に努める。

(教育委員会委員長)

教育センターのトップページ「お知らせ」欄に、常時、教育相談のお知らせを掲載して、県民にとってよりわかりやすくする。

(公安委員会委員長)

県警察では、これまでも利用者に分かりやすく、使いやすいホームページになるよう心がけ、警察業務に関する相談・問合せ窓口についても、ホームページの

	<p>トップページにアイコンを設けているが、本年4月、県民の利便性向上を目的にホームページのリニューアルを行い、警察業務に関する相談・問合せ窓口についても、トップページのアイコンをこれまでよりも分かりやすく掲示するなどの改善を図った。</p>
<p>2 個人情報の適切な取扱いについて (共通)</p> <p>個人情報の取扱いについては、島根県個人情報保護条例で適正管理することとされ、島根県情報セキュリティポリシーで重要情報として取扱いが定められているところである。</p> <p>今回、監査を実施した相談事業においては、個人情報保護についておおむね適切な取扱いがなされていたが、今後も引き続き島根県情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の適切な管理に努める必要がある。</p> <p>また、委託契約で定めた個人情報の取扱いについては、適宜、適切に対応されているかどうかの調査に努められたい。</p>	<p>2 個人情報の適切な取扱いについて (知事)</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>個人情報の取扱いについては、これまでも、適正な管理に十分努めており、引き続き適切な管理に努める。</p> <p>また、委託契約で定めた個人情報の取扱いについて、適切に対応されているかどうか調査したところ、次のとおりであった。</p> <p><b>【外国人住民への相談事業：文化国際課】</b></p> <p>島根県個人情報保護条例に準拠し、「個人情報保護に関する規程」「個人情報保護事務取扱要綱」を定め、適切に管理されていた。</p> <p>※委託先：財団法人しまね国際センター</p> <p><b>【島根県福祉人材センター運営事業：地域福祉課】</b></p> <p>個人情報については、その取扱や保管方法は適切に行われており、今後も引き続き適切な管理を継続していく。</p> <p>※委託先：社会福祉法人島根県社会福祉協議会</p> <p><b>【小児救急電話相談事業：医療政策課】</b></p> <p>相談内容について、業務委託契約書（個人情報の取扱いに係る特記事項）に基づき委託先事業者が適切に対応されるよう、確認を行った。</p> <p>※委託先：ダイヤル・サービス株式会社 (民間電話相談事業者)</p> <p><b>【認知症対策普及・相談・支援事業（認知症コールセンター）：高齢者福祉課】</b></p> <p>委託先と意見交換の場を持ち、個人情報の取扱いについて引き続き厳正な管理がなされるよう確認を行った。</p> <p>※委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部</p> <p><b>【母子家庭等就業・自立支援事業：青少年家庭課】</b></p> <p>事業委託先において、パソコンやデータ保存媒体、出力帳票の管理等の個人情報の管理、相談時の個室での対応等のプライバシーへの配慮等適切に実施できており、引き続き適切な管理に努める。</p> <p>また、委託事業の検査時や所管法人監査時に、引き続き適切な対応が図られるよう指導を行う。</p>

	<p>※委託先：財団法人島根県母子会連合会</p> <p>【障害者就業・生活支援センター及び障害者就労支援センター事業：障がい福祉課】</p> <p>委託先の法人に対して改めて調査を行い、適切な取扱がされていることを確認した。</p> <p>※委託先：社会福祉法人桑友、社会福祉法人雲南広域福祉会、社会福祉法人親和会、社会福祉法人亀の子、社会福祉法人いわみ福祉会、社会福祉法人希望の里福祉会、社会福祉法人わかば</p> <p>【ジョブカフェしまね：雇用政策課】</p> <p>個人情報の取り扱いについては「公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規定」に基づき、適正に管理されていた。</p> <p>引き続き本規定を遵守し、適正に管理を行っていく。</p> <p>※委託先：公益財団法人ふるさと島根定住財団</p> <p>【地域若者サポートステーション事業：雇用政策課】</p> <p>個人情報の取り扱いについては、「島根県地域若者サポートステーション個人情報保護方針」を定めて、適正に管理されていた。</p> <p>引き続き本指針を遵守し、適正に管理を行っていく。</p> <p>※委託先：特定非営利活動法人リスタート</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会委員長)</p> <p>「教育相談事務処理マニュアル」に従って、個人情報を取り扱うが、施錠等の確認等一層配慮を行う。</p> <p style="text-align: right;">(公安委員会委員長)</p> <p>個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適正管理に努めている。このほか、県警察では、警察相談の取扱いに関する訓令、文書の管理に関する訓令、情報セキュリティに関する訓令等に適切な取扱いについて規定化し、管理の徹底を図っている。</p> <p>また、本年5月には、「警察相談に関する情報の適正な取扱いについて」（本部長通達）を発出し、組織的管理に基づく個人情報の適切な取扱いについて再徹底を図った。</p> <p>なお、県警察では、相談事業の委託は行っていない。</p>
3 相談員の精神的な負担の軽減について	3 相談員の精神的な負担の軽減について

<p style="text-align: center;">(共通)</p> <p>各相談窓口では、相談内容が複雑、困難化し、解決までに時間を要するものや専門的な知識、経験が求められるものが増えており、相談を受ける相談員の精神的負担は少なからず大きくなっているものと見受けられた。</p> <p>これまで、相談員のスキルアップや問題をひとりで抱えこまないよう職場内で相談できる雰囲気づくりなどの取組が行われてきたところであるが、今後も相談員の精神的負担を軽減するため、組織的な取組を行っていく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">(知事)</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>各相談事業においては、これまでも、複雑、困難化する相談に対応するため、専門研修への参加や関係機関・専門職との連携づくり等、必要な取組に努めている。</p> <p>また、相談員が一人で問題を抱え込むようなことが無いように相談内容の共有化や、メンタルヘルス研修への参加等、相談員の精神的な負担軽減のための必要な取組に努めている。</p> <p>委託している場合は、委託先との情報交換等を行い、相談業務の状況把握や必要な助言に努めている。</p> <p>今後も引き続き、相談員の精神的負担を軽減するため、組織的な取組みに努める。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会委員長)</p> <p>負担の大きい相談の後には、必ず相談責任者が相談員の話を聴くこととし、チームで支え合う意識と体制の強化に努める。</p> <p>また、困難事例等については、事例研究会で医師や大学教授のスーパーバイズを受け、見通しをもった相談を行うようにする。</p> <p style="text-align: center;">(公安委員会委員長)</p> <p>警察本部の保健師や外部の産業医による随時相談、部内外におけるメンタルヘルスに関する研修の受講など、相談担当者に対する組織的なメンタルヘルス対策を行っている。</p> <p>本年4月には、警察相談担当者会議、警察安全相談員研修会において、警察本部の保健師や部外講師（臨床心理士）による教養を実施した。</p> <p>また、本年3月には、警察相談担当者に対する新たな表彰制度を設けるなど、相談担当者の士気高揚方策にも取り組んでいる。</p>
<p><b>II 相談事業別意見</b></p> <p><b>【消費生活相談】</b></p> <p>消費者安全法により市町村においても相談の受付、あっせんが義務づけられ、県は市町村相互の連絡調整、市町村に対する技術的援助を行うこととされている。</p> <p>県内では、平成22年度中に全市町村に消費相談窓口が設置されたが、専門職員を配置する等の要件を備えた消費生活センターが設置されているのは6市であり、市町村窓口の相談機能の充実・強化のため、引き続き市町村</p>	<p><b>【消費生活相談：環境生活総務課】</b></p> <p>県は、これまで、消費生活相談員養成のための講座や市町村相談員への研修などにより、市町村相談機能の充実に努めてきたが、引き続き研修内容の充実などに取り組む。</p>

職員及び相談員に対する研修の実施や相談員の育成支援等に取り組まされたい。

**【島根県福祉人材センター運営事業】**

平成21年度以降、相談員を増員したこと等により大幅に相談件数が増加しており、福祉・介護における人材の確保が課題となっている状況を踏まえ、引き続き全県的に対応できるよう相談体制の充実を図られたい。

**【医療安全相談】**

相談窓口の存在について十分な周知が図られていない状況が見受けられるので、周知、広報に努められたい。

**【認知症対策普及・相談・支援事業（認知症コールセンター）】**

認知症コールセンターは、認知症の人やその家族等が誰にも相談できないまま悩みを抱えることがないよう「気軽に相談できる場」として設置されたものであるが、平成22年10月に事業が開始されてから期間も短く、相談件数も伸びていないことから、一層の周知に努められたい。

**【島根はっぴいこーでいねーたー事業】**

ア ホームページについて

本事業の相談窓口とも言えるホームページについては、結婚相談等のキーワードから検索することが困難であり、はびこや相談者の登録が増えるようホームページについて更に工夫されたい。

イ 個人情報の取扱について

個人情報の取扱については、はびこ登録時の面接や研修等を通じ周知されているところであるが、ボランティア登録された個人に委ねられているので、個人情報の保護が徹底されるよう引き続き十分留意されたい。

**【島根県福祉人材センター運営事業：地域福祉課】**

平成24年度からは、キャリアパス支援、職場研修カリキュラム指導、専門講師派遣調整等を行う職場研修コーディネーターを配置し、福祉・介護分野の人材確保における体制・機能を充実させた。

**【医療安全相談：医療政策課】**

ホームページでの広報にあわせ、平成24年3月にはリーフレットを作成し、相談窓口の周知のため関係機関への配布を行った。

今後も、いろいろな機会を活用して周知を図っていく。

**【医療安全相談：益田保健所】**

平成24年3月には、相談窓口周知のため、新しいリーフレットを関係機関へ配布した。

今後も引き続き、いろいろな機会を利用して、相談窓口等の周知を図っていく。

**【認知症対策普及・相談・支援事業（認知症コールセンター）：高齢者福祉課】**

リーフレットや新聞による広報に加え、街頭活動を充実させることによって、コールセンターの一層の周知に努める。

また、認知症やコールセンターに関する情報を容易に入手できるよう県のホームページの見直しを行った。

**【島根はっぴいこーでいねーたー事業：青少年家庭課】**

ア ホームページについて

少子化のホームページを平成24年秋頃改修する予定であり、その際にキーワードから検索できるように工夫する。

それまでは現在の「はびこ」のページに結婚相談等の文字を入れて検索でヒットできるようにする。

イ 個人情報の取扱について

「はびこ」登録時の面接や会議の中で、個人情報の取扱についての説明研修時間等を設けるなどして、「はびこ」が個人情報を厳正に管理するよう周知・徹底しており、今後も適切な対応に努める。

**【児童相談事業】**

県内4つの児童相談所の相談支援グループ職員23名（課長を除く。）中、児童福祉、心理等の専門職員は8名という状況であり、今後とも計画的な専門職員の採用や経験年数等に応じた研修機会の確保により専門性の向上及び相談体制の強化に努められたい。

**【障害者就業・生活支援センター及び障害者就労支援センター事業】**

登録者が増え、障がい者雇用の成果も上がっている一方、相談件数が増加し、夜間、休日の時間外対応も増えているなど相談員の負担が増している状況があり、相談体制の確保、充実に向けて着実に取り組まれたい。

**【地域若者サポートステーション事業】**

事業開始から間もなく、相談窓口の存在や事業内容について十分な周知が行われていない状況が見受けられるので、関係機関に対し、より一層の周知に努めるとともに、支援が必要な人に対し情報が的確に届くよう周知方法など工夫されたい。

**【いじめ110番】**

窓口が設置されてから年数が経過し、当初に比べ、いじめに関する相談窓口であることについて周知が不足しているように見受けられるので、広報の充実が努められたい。

**【児童相談事業：健康福祉総務課】**

平成24年度には、児童福祉、心理等の専門職員を県全体で5名採用したほか、経験の浅いケースワーカーへの指導や虐待などの困難案件等のサポートを担う経験豊かな嘱託職員を各児童相談所に配置したところであり、今後とも、専門職員の計画的採用などにより、児童相談体制の充実・強化に努めていく。

**【児童相談事業：中央児童相談所】**

職員のスキルアップ・専門性の向上を図るため、経験年数や職務に応じた研修を行っており、今後も継続して実施する。

**【児童相談事業：浜田児童相談所】**

職員個々のスキルアップや専門性の維持・向上を図るため、職種・経験年数・担当職務に応じた研修を実施しており、今後も継続した取組を行う。

**【障害者就業・生活支援センター及び障害者就労支援センター事業：障がい福祉課】**

相談件数の増加に対応するため、国の基準に1名～2名上乗せした支援員の配置を県単独措置し、相談員の精神的負担の軽減に努めている。

また、生活支援、就労支援を行う行政機関や支援団体との定期的な情報交換会議を開催し、ネットワーク強化に努め、相談支援体制の強化、充実を図っている。

**【地域若者サポートステーション事業：雇用政策課】**

従来は、県の広報紙や新聞による広報、市町村等関係機関への訪問、リーフレット配付により広報活動を行っていたが、平成24年度からは、東部・西部地域若者サポートステーションのホームページを各々開設、インターネット上での情報提供を始めた。

また、ラジオによる活動紹介や、公民館等の施設にリーフレットを置くなど、事業内容が広く県民の目に届くよう広報活動を行っていく。

**【いじめ110番：島根県教育センター】**

これまでも「こどもと家庭電話相談室」（県青少年家庭課作成）や教育センターホームページで周知してきたが、それに加えて、独自の携帯式カードを作成し、今年度、県内小、中、高校、特別支援学校の全児童・生徒に配布し、周知を行う。

**島根県監査委員公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成23年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月 2 日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

## 平成23年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 公の施設の指定管理の状況について</p> <p>(1) 所管課に対する意見</p> <p>① 再委託等手続ルールの明確化について</p> <p>指定管理者の業務については、施設の維持管理をはじめ施設使用料の徴収、各種事業の実施など業務範囲は広範囲であり、資格を必要とする業務や、より専門性が求められる業務については、第三者への再委託という手法も用いながら業務を遂行している実態が見受けられる。</p> <p>第三者への業務委託について標準協定書では、「あらかじめ（県）の承認を受けることにより指定管理者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。また、承認については書面により行わなければならない。」とされている。</p> <p>監査の結果、各施設において多くの再委託や一部の施設にあつては再々委託が行われていたところである。</p> <p>しかしながら、協定書に規定する書面による承認手続を行っている施設はほとんどみられず、多くの施設で、公募の際の提案書や指示後の事業計画書において、委託内容や委託先業者名が記載されていることをもって処理されていた。</p> <p>また、施設の中には、再委託先業者の把握が十分でない施設や、再々委託の手続がなされていない施設も見受けられた。</p> <p>については、第三者への再委託等を承認行為としている趣旨を踏まえ、適切な管理運営を行うために「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」等で統一的な取扱を定めて再委託等に係る承認手続の明確化を図られたい。</p> <p>また、今年度から実施されている業務評価項目に、再委託等の内容及び手続の適正化を追加するなど適正な執行を確保されたい。</p>	<p>① 再委託等手続ルールの明確化について</p> <p>(人事課)</p> <p>— 県の総括的な対応 —</p> <p>平成23年度の第三者への再委託等については、速やかに文書による承認手続を実施するよう所管課に通知した。</p> <p>また、所管課は、応募時の提案書や毎年度提出される事業計画書などにより、再委託される業務について実質的に把握していることから、平成24年度以降の第三者への再委託等については、標準協定書を改正し、承認ではなく指定管理者から所管課への通知によることとした。</p> <p>— 個別的な対応 —</p> <p>(環境生活総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人しまね女性センター</li> </ul> <p>従来から基本協定書に基づき、書面による再委託等の申請、承認手続を行っている。</p> <p>平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。</p> <p>(文化国際課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人島根県文化振興財団</li> </ul> <p>平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認手続を行った。</p> <p>平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。</p> <p>(文化財課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人島根県文化振興財団</li> </ul> <p>平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認手続を行った。</p> <p>平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとし</p>

た。

(文化国際課)

- ・株式会社SPSしまね

平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。

平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。

(地域政策課)

- ・財団法人しまね海洋館

平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。

平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。

(自然環境課)

- ・公益財団法人しまね自然と環境財団

平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。

平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。

(障がい福祉課)

- ・株式会社MIしまね

平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。

平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。

(文化財課)

- ・株式会社MIしまね

平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。

平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。

<p>② 収入印紙について</p> <p>協定書に収入印紙が貼付されている事例があったが、その文書の性格から収入印紙の貼付は不要と考えられるので、その取扱については所轄税務署に確認の上、周知徹底を図りたい。</p> <p>③ 貸付物品の適切な管理について</p> <p>所管課は指定管理者に対し、協定書別表に管理物品一覧表を提示し適正な物品管理を求めているが、監査の結果、協定書締結時において、具体的な管理方法について仕様書等で明らかにされて</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>・NPO法人出雲スポーツ振興21</p> <p>平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。</p> <p>平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>・株式会社ISP</p> <p>平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。</p> <p>平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。</p> <p>(文化財課)</p> <p>・ミュージアムいちばた</p> <p>平成23年度分の再委託等については、書面による申請、承認を行った。</p> <p>平成24年度以降の再委託等については、基本協定書を変更し、指定管理者からの通知によることとした。</p> <p>② 収入印紙について</p> <p>(障がい福祉課)</p> <p>・株式会社MIしまね</p> <p>協定書への収入印紙の貼付が不要であること及び収入印紙の還付が可能であることを指定管理者に通知した。</p> <p>(文化財課)</p> <p>・株式会社MIしまね</p> <p>協定書への収入印紙の貼付が不要であること及び収入印紙の還付が可能であることを指定管理者に通知した。</p> <p>③ 貸付物品の適切な管理について</p> <p>(環境生活総務課)</p> <p>・財団法人しまね女性センター</p> <p>指定管理者制度導入時に現物確認を実施し、以降は適切に管理しており、平成24年度中に改めて現物</p>
---	--

いない施設や、期間の経過の中で物品数が多数存在することから現物確認が十分に行われないうまま、貸付された施設も見受けられたところである。

こうした状況の中で指定管理者自らが現物確認を行っている施設も見受けられた。

については、県として貸付物品の適切な管理を行っていくためには使用可能な物品の現物確認や点検を行われたい。

また、県と指定管理者の役割を明確にするために、貸付物品の管理状況の報告や、廃棄の手続等を明確にして指定管理者に提示されたい。

確認を行う。また、廃棄手続等についても指定管理者に提示を行う。

(文化国際課)

・財団法人島根県文化振興財団

平成24年3月～4月に現地調査を行い、現物確認を実施した。また、廃棄手続等について指定管理者に提示を行った。

(文化財課)

・財団法人島根県文化振興財団

平成24年度中に現地調査を行い、現物確認を実施する。また、廃棄手続等についても指定管理者に提示を行う。

(文化国際課)

・株式会社SPSしまね

平成24年3月～4月に現地調査を行い、現物確認を実施した。また、廃棄手続等について指定管理者に提示を行った。

(自然環境課)

・公益財団法人しまね自然と環境財団

平成24年度中に現地調査を行い、現物確認を実施する。また、廃棄手続等について指定管理者に提示を行う。

(障がい福祉課)

・株式会社MIしまね

平成24年7月に現地調査を行い、現物確認を実施した。また、毎年度末に指定管理者から貸付物品の確認表の提出を受けることとした。

なお、平成24年度中に、廃棄手続等について指定管理者に提示を行う。

(文化財課)

・株式会社MIしまね

平成24年7月に現地調査を行い、現物確認を実施した。

また、平成24年度中に廃棄手続等について指定管理者に提示を行う。

## ④ 指定の期間について

平成22年度からの一斉更新にあたって、「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」では指定期間を一律5年に統一したところである。

指定の期間は、指定管理者の管理に対する検証や他の事業者等の参入機会の提供による競争性の確保の観点から一定の期間が設けられているものである。ただ、施設の中には、しまね海洋館など業務の特殊性、専門性や人材の育成・確保の観点から長期の期間設定を望む指定管理者もあった。

については、今回の更新時には、指定管理者制度が導入され10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討された。

## ⑤ 緊急的な修繕対応について

「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」において、施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕に限っては、1件10万円を超える修繕に

(都市計画課)

・NPO法人出雲スポーツ振興21

平成24年度中に現地調査を行い、現物確認を実施する。

なお、廃棄手続等については、平成21年度に策定した都市公園運営管理要領に規定しており、指定管理者に提示を行っている。

・株式会社I S P

平成24年度中に現地調査を行い、現物確認を実施する。

なお、廃棄手続等については、平成21年度に策定した都市公園運営管理要領に規定しており、指定管理者に提示を行っている。

(文化財課)

・ミュージアムいちばた

平成24年3月に現地調査を行い、現物確認を実施した。

また、平成24年度中に廃棄手続等について指定管理者に提示を行う。

## ④ 指定の期間について

(人事課)

指定管理に係る期間の設定については、期間を長期に設定した場合は、安定的な経営というメリットがあり、短期に設定した場合は、民間等の新規参入の機会が増し、サービス向上や運営の効率化が期待できるメリットがある。

現状では、指定の期間を10年など長期とすることは、その間の新規参入が阻害される恐れがあり、指定管理料の積算に課題があること（例標準人件費、入館者数の見込み）から、5年が適切と考えている。

なお、より望ましい公の施設の指定管理のあり方に向けては、今後も他県の動向等を注視していきたい。

## ⑤ 緊急的な修繕対応について

(環境生活総務課)

・財団法人しまね女性センター

環境生活部では、緊急的な修繕が必要になった場

についても、一定の要件、手続のもとで、指定管理者において執行ができるよう見直しが行われたところである。

この見直しを適用した施設は、監査対象施設のうち3施設に留まっており、今後、施設・設備の老朽が進む中で、迅速かつ適切な修繕対応に向けて、県と指定管理者の役割分担や履行の手續に留意しながら、緊急的な修繕措置の活用を検討されたい。

合、迅速に対応できるよう部で修繕枠予算を確保している。これは、施設間変動や年度間変動の調整も目的としている。

島根県立男女共同参画センターで緊急的な修繕が必要になった場合は、当面は部の修繕枠予算で対応する。

毎年度継続的に緊急的な修繕が発生するようであれば、その実績を基に、次期指定管理更新時に執行範囲拡大を検討する。

(文化国際課)

・財団法人島根県文化振興財団

環境生活部では、緊急的な修繕が必要になった場合、迅速に対応できるよう部で修繕枠予算を確保している。これは、施設間変動や年度間変動の調整も目的としている。

島根県民会館及びグラントワで緊急的な修繕が必要となった場合は、当面は部の修繕枠予算で対応する。

毎年度継続的に緊急的な修繕が発生するようであれば、その実績を基に、次期指定管理更新時に執行範囲拡大を検討する。

(文化財課)

・財団法人島根県文化振興財団

八雲立つ風土記の丘については、施設間変動や年度間変動の緩和を目的に文化財課で修繕枠予算を管理しており、当面、10万円超の修繕は、文化財課の修繕費の執行範囲（予算規模）を勘案して執行する。

(文化国際課)

・株式会社SPSしまね

環境生活部では、緊急的な修繕が必要になった場合、迅速に対応できるよう部で修繕枠予算を確保している。これは、施設間変動や年度間変動の調整も目的としている。

県立美術館で緊急的な修繕が必要となった場合は、当面は部の修繕枠予算で対応する。

毎年度継続的に緊急的な修繕が発生するようであれば、その実績を基に、次期指定管理更新時に執行範囲拡大を検討する。

	<p>(自然環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人しまね自然と環境財団</li> </ul> <p>環境生活部では、緊急的な修繕が必要になった場合、迅速に対応できるよう部で修繕枠予算を確保している。これは、施設間変動や年度間変動の調整も目的としている。</p> <p>三瓶自然館及びその附属施設で緊急的な修繕が必要となった場合は、当面は部の修繕枠予算で対応する。</p> <p>毎年度継続的に緊急的な修繕が発生するようであれば、その実績を基に、次期指定管理更新時に執行範囲拡大を検討する。</p> <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社M I しまね</li> </ul> <p>緊急的な修繕措置が活用できるよう基本協定書及び年度協定書の改正を行う予定である。</p> <p>(文化財課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社M I しまね</li> </ul> <p>古曾志公園については、施設間変動や年度間変動の緩和を目的に文化財課で修繕枠予算を管理しており、当面、10万円超の修繕は、文化財課の修繕費の執行範囲（予算規模）を勘案して執行する。</p> <p>(文化財課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュージアムいちばた</li> </ul> <p>平成23年度から年間150万円の範囲内で10万円以上の修繕を指定管理者で執行可能としている。この執行に当たっては、指定管理者が見積書を添付した修繕要求書を県に提出し、県から指示書を交付する。</p>
<p>II 個別</p> <p>1 公立大学法人島根県立大学</p> <p style="text-align: right;">(所管課：総務部総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>① 出雲キャンパス看護学部の設置について</p> <p>法人は、大学憲章に沿った大学づくりを目指す一環として、医療・看護・健康分野に専門的に対応し地域のニーズに応える人材を養成するため短期大学部看護学科を四年制大学化し、看護学部看護学科を設置することとしている。</p>	<p>① 出雲キャンパス看護学部の設置について</p> <p>予定どおり平成24年4月に看護学部を開設した。</p> <p>○看護学部開設後の大学運営に支障が生じないよう取り組んだ。</p> <p>ア 新規採用の教員13名には事前に説明会や情報提供を行い、着任後、円滑に大学運営に加わった。</p>

<p>これまで、平成23年10月には国の看護学部設置認可を受けるなど出雲キャンパスにおいて開設準備が進められている。</p> <p>ついては、平成24年4月の看護学部開設に向け、施設整備をはじめ組織・学部運営等の開設準備に万全を期されたい。</p> <p>また、特色ある学部として県内外へ積極的なPR活動を行い学生募集に努められたい。</p>	<p>イ 看護学部開設に当たり法人定款をはじめ、法人規程、大学規程及び短期大学部規程について所要の制定や改正を行った。</p> <p>ウ 校舎の増築・改修工事は、当初の計画どおり、平成23年度中に竣工した。</p> <p>○県内外へ広くPRして学生募集に努めた。</p> <p>ア 看護学部初年度入試に向け、平成23年7月7日には、県内高校進路指導担当教員を集め看護学部の説明会を開催した。</p> <p>イ 地元紙の県広報枠への掲載や県広報番組での紹介等を行い、県民に対し、広く看護学部のPRを行った。特に県西部については、県の浜田及び益田両合同庁舎へ懸垂幕を掲示した。また、県内高校を訪問し、大学案内や学生募集を積極的に展開した。</p> <p>第一期生となる平成24年度入学者選抜試験では、入学志願者は前年（短大部）の266名から407名と大幅に増加した。このうち、一般入試は募集人員35名に対し、志願者308名、受験者254名に及び、志願倍率8.8倍、実質倍率5.9倍と全国的に見ても非常に高い倍率となった。最終的には85名が入学し、そのうち県内出身者は例年並みの60名であった。</p>
<p>2 財団法人島根県文化振興財団 (所管課：文化財課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>① メリットシステムの目標設定について</p> <p>八雲立つ風土記の丘の指定管理については、メリットシステムが導入されているが、収入目標額の設定は、企画展入館料等が引き下げられる以前の収入実績等を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。</p> <p>ついては、メリットシステム導入の趣旨に沿った目標設定について検討されたい。</p>	<p>① メリットシステムの目標設定について</p> <p>平成18年度～平成19年度の施設リニューアルに伴う企画展示室面積の減少により企画展単価の引下げ（500円→300円）、小中高生の無料扱いの拡大を行ったことから、入館者総数の減少以上に入館料収入の落ち込みが大きくなっている。こうした状況変化を踏まえて、収入目標額の見直しについて、今年度から検討を開始する。</p>
<p>3 公益財団法人しまね国際センター (所管課：文化国際課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>① 機能の充実について</p> <p>しまね国際研修館事業については、企業等が受け入れている外国人研修生等を対象とした日本語研修を実施するとともに、宿泊研修施設「しまね</p>	<p>① 機能の充実について</p> <p>当センターは、平成23年3月に県が作成した「しまね国際センターのあり方に関する提言」に基づき、県とセンターの役割分担を明確にし、外国人住</p>

<p>国際研修館：松江市」の管理・運営を行っている。</p> <p>平成24年度にはセンター機能の充実を図るため、本所を研修館内に移転することを契機に災害時多言語支援センター及び在住外国人向け避難所や外国人住民が利用しやすい環境づくりが計画されている。</p> <p>ついては、今後とも労働、医療、教育問題、近隣住民とのトラブルなど生活全般にかかる相談・支援や宿泊施設を活用した災害・失業時などの一時避難場所など外国人住民の総合的な生活支援や多文化共生の地域づくりなどの充実に一層努められたい。</p>	<p>民の総合的な生活支援の充実に努め、セーフティネットの強化を図っていくこととしている。</p> <p>ア 生活全般にかかる相談・支援について</p> <p>平成23年度から「光をそそぐ交付金」により中国語の相談員を配置し、技能実習生の賃金不払い、不当解雇をはじめ医療、教育など困難かつ緊急な事例に対し、相談から解決まで一貫したケースワークを実施している。</p> <p>また、平成24年度からは、タガログ語の相談員を配置し、離婚やDVなど家庭問題への対応を強化した。</p> <p>イ 宿泊施設を活用した支援について</p> <p>本所をしまね国際研修館に移転し、宿泊機能を活用した技能実習生の解雇などの失業時や災害時等の一時避難所としての機能を充実・強化するとともに、これらの機能を広く広報することとしている。</p> <p>ウ 災害時のサポーター養成について</p> <p>平成22年度から、災害時に言語・翻訳面で外国人住民を支援する災害サポーターの養成を実施している。平成24年は、日系ブラジル人の集住地域である出雲市で養成研修を行っており、9月に開催された市の防災訓練に参加した。</p>
<p>4 公益財団法人ふるさと島根定住財団 (所管課：地域政策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>① UIターンの促進について</p> <p>本県の重要施策である「定住の促進」について、平成22年度から5年間定住対策を重点的に行うため予算を増額し、団体事業の拡充を図っているところである。</p> <p>平成22年度は、厳しい雇用情勢の中で「UIターンのための無料職業紹介事業」による就職決定者が初めて年間100人を超え、また、「UIターンのための島根の産業体験事業」については平成23年度は助成単価を従前の月額5万円から12万円に増額し、産業体験認定者も増えているなど一定の成果を上げているところである。</p> <p>しかしながら、UIターン者を取り巻く社会経済情勢は変化しており、全国的に地域間競争が激しくなっている。</p> <p>ついては、このような状況を踏まえ、より一層</p>	<p>① UIターンの促進について</p> <p>ア 「より一層効果的な情報発信」について</p> <p>UIターン希望者向けの、しまねUIターン総合サイト「くらしまねっと」については平成22年に、また、学生をはじめとした若者と県内企業とを結ぶサイト「しまね就活情報サイト」については、平成23年12月に若者向けに大幅なリフォームを行った。</p> <p>これらのサイト及びしまね学生登録（約500人登録）など、掲載情報の充実や情報の更新を常に意識するとともに、ツイッターやフェイスブックといったSNSも積極的に活用している。</p> <p>イ 「最初の相談から定住後のフォローを一貫して行う体制の強化」について</p> <p>県外事務所の定住アドバイザーや定住支援員（市町村職員）等と常に情報共有を図り対応して</p>

<p>効果的な情報発信や最初の相談から定住後のフォローを一貫して行う体制の強化などにより、引き続き、着実にU I ターンの促進に努められたい。</p>	<p>きたが、最初の相談のみならず、定住後のフォローにおいても最も必要とされるのは市町村の対応であり、今後も関係機関相互の一層の連携の強化に努める。</p> <p>また、市街地で滞在したい、島根県を体験してみたいというニーズにも応えるため、市街地の空き家を借り上げ「移住生活体験施設」としての貸し出しも始めた。</p> <p>なお、無料職業紹介においては、新規進出企業などの求人に対応するケースが増加しており、マッチングを充実・強化するため、5名の企業連携スタッフの業務を見直し、より積極的で迅速な企業との情報交換を行っている。</p> <p>今後も、県・関係団体等との連携を密にし、U I ターン希望者のニーズに応えられる事業等を実施し、U I ターンの成果があがるように努める。</p>
<p>5 隠岐空港利用促進協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>① 隠岐空港の利用促進について</p> <p>新隠岐空港の開港により運航されることとなったジェット便は、交流人口拡大のため、関西圏や首都圏からの誘客に極めて重要であり、安定した利用実績を積み重ねることによって羽田空港再拡張後の隠岐ー羽田直行便の就航を目指しているところである。</p> <p>平成22年度は、本補助金等の活用により大阪便の搭乗率が対前年比7.2%増となるなど一定の成果を挙げているところであるが、今後とも、冬季の利用促進対策など観光振興施策等と連動した取り組みや年度当初から早めの誘致宣伝活動を行うなど効果的な事業展開により、安定的需要の確保に一層努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>① 隠岐空港の利用促進について</p> <p>隠岐空港については、安定した利用実績を確保し、羽田直行便の就航を目指しているところであり、今後、国、関係航空会社等への適切な働きかけを行うとともに、地元の利用促進対策への支援や安定的な需要創出につながる観光振興、地域振興等の諸施策を県関係部局や地元町村と一層連携</p>	<p>(1) 団体</p> <p>① 隠岐空港の利用促進について</p> <p>大阪便については、平成23年度の冬季（12月～2月）期間が36人乗りから74人乗りになり、利用促進対策、観光対策に関係団体が取り組んだ結果900余名の利用者があった。</p> <p>今後も航空機を利用した冬季の観光振興施策等を実施し、交流人口の拡大につなげていきたい。</p> <p>また、ジェット便運航・冬季機材大型化のスケジュールが決まり次第、誘致宣伝活動を実施し、誘客に努めていきたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>① 隠岐空港の利用促進について</p> <p>国・航空会社へは適切な時期に働きかけを行っていく。</p> <p>平成23年度の冬季は機材が36人乗りから74人乗りになり、隠岐支庁県民局等や隠岐の島町関係課と連携し利用促進対策、受け地対策を実施し、900余名の航空機利用の実績となった。</p>

<p>して着実に取り組まれない。</p>	<p>平成24年度以降も引き続き関係機関と連携し諸施策に取り組む。</p>
<p>6 公益財団法人しまね自然と環境財団 (所管課：自然環境課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>① 小豆原埋没林公園の利用促進について 三瓶自然館の利用者は近年増加し、平成22年度には14万人に達したが、付属施設である小豆原埋没林公園については、開館当初の10万人から年々減少し、平成22年度には3万人となったところである。 三瓶小豆原埋没林は世界に誇れる貴重な自然遺産であり、平成16年2月には国の天然記念物に指定されている。より多くの人々や子どもたちが訪れるよう、さらなる周知を図るとともに、埋没林の概要説明を行うガイダンス施設など周辺施設の整備についても検討されたい。</p>	<p>① 小豆原埋没林公園の利用促進について 県外利用者（三瓶周辺での宿泊客）の利便性を向上させるため、平成24年度より開園時間を30分早めた。 島根県民の認知度を向上させるため、県民を対象とした無料招待イベント「あなたの町をご招待」を平成24年7月から1年間実施する。 ガイダンス施設の設置など周辺施設の整備に向けては、関係機関との協議の上、三瓶小豆原埋没林検討委員会の意見を踏まえ具体的な検討を進めることとする。</p>
<p>7 株式会社M I しまね (所管課：障がい福祉課、文化財課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>① はつらつ体育館の耐震診断について (障がい福祉課) はつらつ体育館は、昭和54年に雇用促進事業団（当時）が建設し、平成15年に県が譲渡を受け、その後県有建築物となっている。 平成19年2月に策定された「島根県建築物耐震改修促進計画」では、平成27年度末までに県有建築物についてはほぼ100%の耐震化を実施することとされているが、はつらつ体育館については現時点で耐震診断が未実施である。 については、障がい者をはじめ多くの利用者がある体育館であり、速やかに耐震診断を行ったうえ必要な措置を執られたい。</p> <p>② 施設老朽化等への対応について (文化財課) 古墳の丘古曾志公園については、給水設備や照明灯、遊具等の老朽化が進み、これまで修繕対応や撤去処理が行われているが、今後も野外ステージの安全点検や浄化槽、東屋等の修繕について検討が必要な状況となっている。 また、有料施設である照明設備や映像設備等が</p>	<p>① はつらつ体育館の耐震診断について (障がい福祉課) 平成24年度に耐震診断を行い、診断の結果、耐震改修工事が必要であれば、平成25年度に改修工事を行うこととしている。</p> <p>② 施設老朽化等への対応について (文化財課) 利用者の安全確保は最優先であり、引き続き施設・設備の点検結果に基づく計画的な補修に努めたい。 今後は、公園に隣接する埋蔵文化財調査センターとの連携イベント等の企画・実施等により来園者の増加を図る。</p>

<p>使用できない状況であり、平成22年度は野外ステージの有料利用がなかった。</p> <p>については、施設・設備の老朽化や利用状況を踏まえ、利用者の安全確保や管理コスト縮減の観点から今後の公園の管理・運営のあり方を検討されたい。</p>	<p>また、今後の公園の管理・運営のあり方についても、管理コスト縮減の方向で引き続き検討したい。</p>
<p>8 公益財団法人島根県建設技術センター (所管課：土木総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>① 建設副産物再利用事業（松江地区建設発生土リサイクルヤード整備事業）について</p> <p>この事業は、松江地区で行われる公共事業で発生する建設発生土の適正処理とその再利用による有効活用を図ることを目的として整備され、平成16年度から運営されている。</p> <p>平成22年度の実績は、計画搬入土100,000m<sup>3</sup>を上回る145,867m<sup>3</sup>の搬入となったが、搬出では目標1千m<sup>3</sup>に対して実績はなかった。</p> <p>については、県、松江市等関係機関との密接な連絡のもとに、再利用が可能な建設発生土の有効利用を図るため、今後とも積極的なPR活動等により利用の促進に努められたい。</p>	<p>① 建設副産物再利用事業（松江地区建設発生土リサイクルヤード整備事業）について</p> <p>今後とも県、松江市、国土交通省等の関係機関、関係団体と綿密に連携を図り建設発生土の再利用の促進に努める。</p> <p>なお、平成23年度は2,308m<sup>3</sup>の搬出の実績があった。</p>
<p>9 島根県土地開発公社 (所管課：土木総務課、用地対策課、斐伊川神戸川対策課、企業立地課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>① 県の用地取得業務の外部委託について</p> <p>所管課に対する意見で述べたように、団体は、用地取得業務に必要な体制については県と十分な連携・協議を行われたい。</p>	<p>① 県の用地取得業務の外部委託について</p> <p>平成23年度の「用地取得業務のあり方に関する検討会」の検討結果において、平成24年度から平成26年度までを経験者採用公社職員（県OB）による公社委託の評価期間と位置づけられ、将来的には、用地取得の専門家による安定的で効率的な業務実施のために、経験者採用公社職員の指導により育成された公社プロパー職員中心とした体制を目指すこととなった。</p> <p>これに伴い、評価期間に必要な人員については各年度において県と協議し決定することとしており、平成24年度においては県と協議を行った結果、2名の県OB職員を採用した。</p> <p>また、平成24年度に入り将来の公社プロパー職員の採用計画案についても県への提案・協議を開始しており、今後の公共事業量の動向を考慮し、制度の</p>

<p>(2) 所管課</p> <p>① 益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について (企業立地課)</p> <p>益田拠点工業団地は、平成18年度以降において、分譲実績はなく、分譲面積43.3haに対して分譲面積済面積12.8ha（リース面積1.2haを含む）で、分譲率は29.6%に留まっている。</p> <p>一方、ソフトビジネスパーク島根では、平成22年度に分譲1社、リース2社の契約があり、分譲面積23.5haに対して分譲済面積8.7ha（リース面積4.0haを含む）で、分譲率は36.9%となっている。</p> <p>県は、「島根県企業立地促進計画」（計画期間：平成19年度から平成24年度）に定める指定業種をはじめ、平成20年度には不動産賃貸業、サービス業（製造支援サービス業）などを誘致対象業種に新規追加し、指定業種について重点的に企業誘致に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、両団地の地元である益田市・松江市等と積極的な誘致活動を展開し、分譲の促進に努められたい。</p> <p>② 県の用地取得業務の外部委託について (土木総務課、用地対策課)</p> <p>県土木部は、県が行う用地取得業務について外部委託の方向で検討を進めてきたが、効率的な用地取得を行うためには、業務実績のある公社へ業務委託を行うこととしている。</p> <p>については、新たな業務委託の導入に際して必要な人員や組織体制など十分に検討・協議され、円滑な外部委託が図られるよう留意されたい。</p>	<p>検証を行いつつ、県と連携のうえ適正な業務実施体制を整備していく予定である。</p> <p>① 益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について (企業立地課)</p> <p>平成24年6月末における益田拠点工業団地の分譲率は32.0%（直近1年間で2社進出）、ソフトビジネスパーク島根の分譲率は38.4%（直近1年間で1社進出）となっている。</p> <p>さらなる分譲促進のため、平成23年7月には企業立地促進助成金の助成率について一律5%引き上げを実施し、平成24年4月にはオーダーメイド貸工場家賃等補助制度を創設した。</p> <p>早期分譲に向けて、今後も地元益田市及び松江市と連携しながら益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進を図っていく。</p> <p>② 県の用地取得業務の外部委託について (土木総務課、用地対策課)</p> <p>用地取得業務は用地の専門性を有した職員が必要とされているが、用地取得業務の合理化を進めるうえでも、アウトソーシングを一層進めていくことが課題であったことから、平成23年度に「用地取得業務のあり方に関する検討会」を設置し、この中でこれまでの用地取得業務の実績を踏まえ、平成24年度から島根県土地開発公社を活用することとした。</p> <p>今後の取り組みとしては、当面の間（平成24年度～平成26年度の3年間）を評価期間と位置づけ、公社職員の県への派遣による体制で業務を行い、併せてこの期間において制度の有効性、今後の公共事業量、土地開発公社の組織、組織運営等について評価、検討を実施していくこととしている。</p>
<p>10 ミュージアムいちばた (所管課：文化財課)</p>	

<p>(1) 団体</p> <p>① 古代出雲歴史博物館の利用促進について</p> <p>古代出雲歴史博物館の入館者数は、開館直後の平成19年度は年間40万人台であったが、平成21年度及び平成22年度は年間21万人台となり、平成23年度は20万人台と見込まれている。</p> <p>指定管理者が行った入館者へのアンケート調査では、「博物館を何で知ったか」との問に対し「知らなかった」というものが約4分の1と最も多い状況であることなどから、更なる博物館の認知度を高める努力が必要である。</p> <p>については、平成24年度に出雲大社周辺を主会場として開催される「神話博しまね」や、出雲大社の遷宮を契機としたPRはもとより、これまでのアンケート調査結果を踏まえた効果的な情報発信を行い、関係機関とも連携のうえ一層の誘客活動に努められたい。</p>	<p>① 古代出雲歴史博物館の利用促進について</p> <p>入館者数の推移については、開館後4年を経て安定期に入ったものと判断できるが、他県の類似施設（平均10万人／年程度）に比べ、約2倍の集客実績を残している。</p> <p>「ミュージアムいちばた」を構成する3社（一畑電気鉄道、丹青社、近畿日本ツーリスト）のそれぞれの得意分野を最大限活用し、神々の国しまねプロジェクトとして展開される「神話博しまね」や古代出雲歴史博物館の企画展示等を契機として、島根の特色ある歴史と文化に関する情報を全国に発信し、博物館の認知度を高め、入館者数の増加を図りたい。</p>
---	--

#### 島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事から平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月2日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

平成23年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

#### 1 包括外部監査の特定事件

国の経済対策に伴い造成された基金について

#### 2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

## 平成23年度 包括外部監査結果報告書「監査意見」に係る処理方針等

添付意見	処理方針・措置状況
<p>島根県ふるさと雇用再生特別基金</p> <p>(1) 委託事業全般</p> <p>① 財産の調達においてリース契約を活用する場合の留意点について</p> <p>国のふるさと雇用再生特別基金実施要領において、地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとされている。また、50万円未満の財産の取得であっても、国から原則としてリースまたはレンタルで対応するように指導されており、こうした国の取扱いに基づき、県側では委託事業受託者において委託事業の執行上、50万円を超える財産及び50万円未満の財産の取得を行う必要がある場合には、レンタル契約またはリース契約にて対応を行うよう指導している。また、この場合、当該財産は委託事業の運営に必要な物品を調達するという趣旨にあることから、平成23年度末における委託事業の最終期間終了までにレンタル契約またはリース契約期間を終了するよう指導を行っている。</p> <p>ところで、リース契約は通常、財産の法定耐用年数に見合うリース契約期間を設定するが、平成23年度末における委託事業の最終期間終了までにリース契約期間を終了するようなリース契約の締結を行えば、通常よりも短い期間でリース料総額を負担するケースが発生してしまう。リース契約期間における年間リース料は財産の購入価格にリース会社の手数料を加えたものをリース契約期間で除して、年間リース料を算出するので、通常よりも短い期間でのリース契約では、通常よりも高額な年間リース料が算出され、そのリース料を基に見積もられる委託事業における委託契約金額が割高になってしまう。</p> <p>このように、法定耐用年数を相当に下回るようなリース契約期間による契約を行えば必要以上に高額なリース料を負担することになることで、それらを基に見積もられる委託契約金額が割高になってしまうことは経済性の観点からは好ましくない。</p>	<p>島根県ふるさと雇用再生特別基金</p> <p>(雇用政策課)</p> <p>本事業は、平成23年度末をもって終了した。</p> <p>平成24年度、島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金で実施する事業において同様の事例が発生したことから、厚生労働省に対して監査意見の趣旨を踏まえ、法定耐用年数に見合うリース期間で契約できるよう取り扱いの変更を要望した。</p>

<p>現状においては、これらの取扱いは国の実施要領等に基づき対応を県側では行っていることから、国における取扱いの改正がなされなければ対応が難しい面もあるかと思われるが、法定耐用年数を相当に下回るような契約期間によるリース契約においては上記の点を踏まえ、経済性への配慮を行い慎重に活用を行うよう検討されたい。</p>	
<p>(2) 隠岐島「隠岐牛の里づくり」事業</p> <p>① 役員報酬の取扱いについて</p> <p>平成22年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業による隠岐島「隠岐牛の里づくり」事業による委託契約18,862千円が執行されている。この委託契約にかかる事業費には「新規に雇用した失業者の人件費」10,094千円が含まれているが、平成22年4月及び5月における「新規に雇用した失業者の人件費」の中に役員報酬409千円が含まれている。</p> <p>県は、役員への報酬を委託事業における事業費に含めることができるかどうかという点に関して「委託先企業の役員が労働者として基金事業に従事する場合、失業者に向けられる人件費以外の事業費から役員報酬等を支給することは可能である。」との回答を厚生労働省から得ているが、失業者に向けられる人件費以外の事業費にて負担しなければならない役員報酬の一部を「新規に雇用した失業者の人件費」に含めているために、この点が遵守されない結果となっている。</p> <p>役員への報酬に関しては上記の取扱いに従い適正な処理に努められたい。</p>	<p>(農畜産振興課)</p> <p>指摘のあった役員報酬の取扱いについて国に確認したところ、「当該役員が、雇用以前は失業者であり、雇用後も勤務実態、雇用保険及び労働保険、社会保険の適用等、役員就任後の労働実態が他の従業員と変わらないことが確認できれば、当該役員報酬について、新規に雇用した失業者の人件費に含めても問題ない」との回答だった。</p> <p>これを受けて、実態調査により書類等を確認した結果、当該役員は雇用以前は失業者であり、役員就任後の労働実態が他の従業員と変わらないことを確認した。</p> <p>平成23年度事業の確認にあたっては、役員報酬の取扱いについて、当該役員の労働実態等を確認した上で、適切な処理に努めた。</p>
<p>(3) 大根島を舞台としたバラ産業の創設によるふるさと雇用再生事業</p> <p>① 役員の従事实態の把握について</p> <p>平成22年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業での「大根島を舞台としたバラ産業の創出によるふるさと雇用再生事業」による委託契約19,945千円が執行されており、当該委託契約においては委託先の企業の役員報酬が事業費に含まれている。</p> <p>県は役員報酬を委託事業における事業費に含めることができるかどうかという点に関して「委託先企業の役員が労働者として基金事業に従事する場合、失業者に向けられる人件費以外の事業費から役員報酬等を支給することは可能である。」との回答を厚生労働省から得ているが、当該案件においては、県</p>	<p>(農畜産振興課)</p> <p>監査実施後、業務日誌等により従事实態を調査した結果、適切に執行されていたことを確認した。</p> <p>平成23年度事業の確認にあたっては、該当役員の委託事業への従事实態を客観的に説明できる業務日誌等の資料により従事实態の把握に努めた。</p>

<p>側による委託事業の検査実施の際に該当役員が労働者として基金事業に従事したか否かについて、出勤簿での確認と作業内容について口頭で確認するに留まっている。企業の役員の業務は会社役員固有の業務と、従業員と同様に労働者として基金事業に従事する業務の両面を併せ持つことから、該当役員の委託事業への従事実態を客観的に説明できる業務日誌等の資料での従事実態の把握に努められたい。</p>	
<p>(4) 県産品販路拡大事業</p> <p>① 委託契約による概算支払金清算金の返納未納とその防止について</p> <p>平成22年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業による県産品販路拡大事業は31の委託契約が取り交わされ112,875千円が執行されている。</p> <p>このうち1件については委託契約期間に委託事業の継続が困難となったため当初契約金額4,989,856円から1,085,007円へ変更委託契約を締結している。</p> <p>当該契約においては2,245,434円の契約金の概算支払いを行っており1,160,427円の返納通知を平成23年5月9日付にて受託者へ送付しているが、監査実施日現在未回収となっている。</p> <p>監査実施日現在、受託者は会社所在地において事業活動を行っておらず、返済力に乏しいため回収のための交渉は難航している。</p> <p>当該委託契約の採択にあたり事前審査を実施した際に、県側では会社の第1期決算報告書を入手しているが、貸借対照表における総資産は11,110千円、総負債は17,946千円、純資産の部は△6,835千円となっており債務超過の状況にあったことが分かる。破産法においては会社が債務超過の状態であれば、破産手続き開始の原因として規定されており、第三者が債権の弁済時期に関わらず破産の申し立てを行うことができることから、債務超過会社との契約における契約金額の概算支払いに関しては十分な注意が必要であるが、平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終了する委託契約当初契約総額の約45%が平成22年7月20日までの4カ月弱の期間に支払われている。</p> <p>県産品販路拡大事業の受託者の採択にあたっては、財務基盤の脆弱性のみをもって受託者への委託の可能性を排除するものではないが、財務基盤が必ずしも盤石でないと判断される場合には、受託者側</p>	<p>(しまねブランド推進課)</p> <p>本事業は平成23年度末をもって終了したが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の採択にあたり、県としての支援の必要性や、事業者の財務状況、経営状況、事業の見通し等を考慮の上総合的に判断することとし、概算払を行う場合においても、今回の事案を踏まえて、経営状況等にも留意しながら実施するよう徹底させた。</p>

<p>の状況を定期的に検査し、概算支払いの時期に配慮を行うなど、回収が困難な返納未納金の発生を未然に防止することに努められたい。</p>	
<p>島根県安心子ども基金</p> <p>(1) 保育所等整備支援事業</p> <p>① 補助金申請書類に添付する工事費等の見積書詳細内訳の添付について</p> <p>保育所等整備支援事業のうち吉賀町の社会福祉法人に対する補助金交付申請ファイルの中に工事費等の見積詳細内訳に関する資料が保管されていない。</p> <p>県側においては交付申請の際には申請書に添付されていた工事費等の概略を記載した工事内訳書により交付決定の審査を行っているとしているが、工事費等の概略を記載した工事内訳書だけでは交付要綱に従っていない内容が含まれているか否かの判別が困難であると思われる。その後、工事完了後における実績報告の検査において工事等の詳細内訳を確認しており問題は生じていないが、補助金交付決定段階において補助金申請が適正であることの根拠となる工事費等の見積書詳細内訳の入手及び保管の徹底に努められたい。</p>	<p>島根県安心子ども基金</p> <p>(青少年家庭課)</p> <p>補助金交付決定の段階において、補助金申請が適正であることの根拠となる工事費等の見積書詳細内訳の入手及び保管を徹底させた。</p>
<p>しまね環境基金</p> <p>(1) 市町村地球温暖化対策事業</p> <p>① 益田市立図書館省エネ改修工事について</p> <p>平成22年4月1日交付決定された益田市立図書館省エネ改修工事については平成22年度内において入札及び契約の実績がなく繰越明許費として処理が行われている。益田市の繰越明許限度額調書によれば、繰越の理由として、当該工事に対処できる業者が限られていることに併せ、太陽光パネルの品薄状態が続いたこと、また設計監理業者においても受注に追い付けない状況が続いたとある。その後、当該工事に関しては事業変更（太陽光パネル設置及びLED照明工事から空調設備の省エネ化及びLED照明工事への変更）が行われ、平成23年11月15日に入札が実施され、空調設備工事については落札されたがLED照明工事については不落に終わり、平成23年度内に再度入札を予定している。当該補助金の交付申請は平成22年3月23日に行われており1年半以上を経過しても工事が完了していない。緊急経済対</p>	<p>しまね環境基金</p> <p>(環境政策課)</p> <p>益田市立図書館省エネ改修工事は、平成24年3月23日に完了した。</p> <p>今後、補助事業を実施するにあたっては、早期に事業効果が発揮されるよう、市町村への適切な助言に努めていく。</p>

<p>策等の一環として早期に事業を執行し、効果を発現させることを目的とする国の経済対策により造成された基金事業の性質に鑑み、同様の事業内容に関する補助金交付決定を受けた市町村と比較して著しく事務事業の執行が遅延している点について助言につとめられたい。</p>	
<p>(2) 小規模省エネエコ改修支援事業</p> <p>① 補助金申請書類の不備について</p> <p>島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金募集要領の申込時の注意事項によれば、事業の実施に当たっては、原則として複数者からの見積合わせによって、工事等の発注先を決定する必要があり、やむを得ず見積書が1社のみとなる場合は1社となった理由書を作成し添付することとなっている。また、交付決定前に発注先が決定していたり、契約済みであったりする場合は対象とならないとしている。</p> <p>平成22年度事業執行された案件について補助金交付申請書等を閲覧したところ、事業費等の積算根拠となる見積書等の日付が空欄となっているものや、筆跡上同一人物が別会社の見積書の日付欄に日付を記入したと思われるものが見受けられた。</p> <p>申請書受理及び審査時には申請書類への不備がないよう留意されたい。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>本事業は、平成23年度末をもって終了した。</p> <p>監査実施後、指摘を受けた件について、あらためて見積書を確認したが、金額、提出先、提出元といった必要事項が記載され、代表者印が押してあることから、日付の空欄等があるものの、いずれも有効なものと判断した。</p> <p>今後は、補助事業を実施するにあたり、日付の空欄等、疑義を生じさせることがないように、適正な事務処理に努めていく。</p>